

四日市市土地開発公社経営健全化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第17号

四日市市土地開発公社経営健全化基金条例の一部を改正する条例

四日市市土地開発公社経営健全化基金条例（平成19年四日市市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(基金の処分)</p> <p>第5条 基金は、公社の経営の健全化に要する経費及び公社の経営健全化計画に伴い取得した土地に係る経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p>	<p>(基金の処分)</p> <p>第5条 基金は、公社の経営の健全化に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(政策推進部政策推進課)